

ご案内

申請を受け付けます
住宅用自然エネルギー
利用機器等設置の補助

市では、住宅用自然エネルギー
利用機器等を設置した方
に補助をしています。

「住宅の居住部分で使用する
ため機器を設置した方」

今回、第3期の申請を受け
付けます。

市内の住宅に新たに対象機
器（左表参照）を設置、また
は機器を設置した住宅を購入
した個人で、機器を設置した
住宅に居住している方

11月4日～12月10日に直接
環境・自然共生課へ。

※設置工事後完了後に申請し
て下さい。

※申請期間中の申請金額の合
計が、予算金額を上回った場
合には、抽選で補助対象者を
決定します。抽選は、12月17
日です。

対象機器・補助金額一覧表

Table with 2 columns: 対象機器 (Solar power systems, water heaters, etc.) and 補助金額 (Subsidy amounts).

共同住宅の共用部分で使用
するため機器を設置した方
市内の共同住宅の共用部分
で使用するため、新たに住宅
用太陽光発電システムを設置
し、機器を設置した住宅を所
有している個人・事業者・管
理組合

住宅用太陽光発電システム
1kWあたり2万5000円
(上限25万円)

2015年2月27日までに
直接環境・自然共生課へ(先
着順)。

※申請書と申請の手引きは、
環境・自然共生課(市庁舎7
階)、各市民センター、各駅
前連絡所で配布しています
(町田市ホームページでダウ
ンロード可)。

環境・自然共生課 ☎724
・4391 FAX050・316
0・5220

かたん吸引研修

安全かつ適切に痰の吸引を
行うことができる介護職員を
養成するための研修です。

※町田市医師会との共催で
す。

対面日参加できる市内の訪問
系・通所系サービス事業所、
小規模多機能、グループホー
ム等の高齢者介護に従事して
いる介護職員

2015年1月17日(土)
午後1時～7時15分、18日
(日)午前9時～午後0時30
分、全2回

場町田市医師会館(旭町)
定20人

※選考により参加者を決定し
ます。
申12月7日までに電話で町田

町田市高齢者支援センター「家族介護者教室」

介護方法等の知識普及のための講座です。詳細は、各高齢者支援センターへお問い合わせ下さい。
担当地域の高齢者支援センター以外の催しでも参加できます。

問高齢者福祉課 ☎724・2140 FAX050・3101・6180

Table with 4 columns: 催し名 (Topics like dementia care, nutrition), 日時 (Dates and times), 会場 (Locations), 定員/費用/申し込み (Capacity, fees, and registration info).

講演会

生涯学習センター・昭和薬科
大学共催

「感染症の最前線」
12月6日(土)午後2時～
4時

場生涯学習センター7階ホー
71 FAX728・0073

野教授 館田一博氏

申11月4日正午から電話でイ
ベントダイヤル(☎724・
5656)へ。

問同センター ☎728・0073

【表1】原動機付自転車等の税率一覧(年額)

Table showing tax rates for various vehicle types (motorcycles, mopeds, etc.) categorized by engine displacement and vehicle type.

※二輪の軽自動車については、被けん引車も含まれます。

【表2】三輪車・四輪車の税率一覧(年額)

Table showing tax rates for three-wheeled and four-wheeled vehicles, including categories like passenger, cargo, and commercial use.

※平成28年度の税率から、環境負荷の小さい軽自動車の普及を進めるため、①②より税率が重い③の税率(重課税率)が適用される車両があります。ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引自動車は除外されます。また、平成15年10月13日以前に初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けた車両の場合、自動車検査証の初度検査年月は「月」の情報が記載されていないため、初めて車両番号の指定を受けた月の属する年の12月を「初度検査年月」とみなします。

軽自動車税の税率が変更されます

地方税法の改正と、それに
伴う市税条例の改正により、
軽自動車税は平成27年度分か
ら、税率が変更されます(表
1・2参照)。

なお、軽三輪車及び軽四輪
車の税率は、車両番号(ナン
バー)の指定を受けた時期に
よって、平成27年度分からの
適用税率が異なります(表2
の①②参照)。

平成27年3月31日までに初
めて車両番号の指定を受けた
車両は①の税率、平成27年4
月1日以降に車両番号の指定
を受けた車両は②の税率が、
それぞれ適用されます。

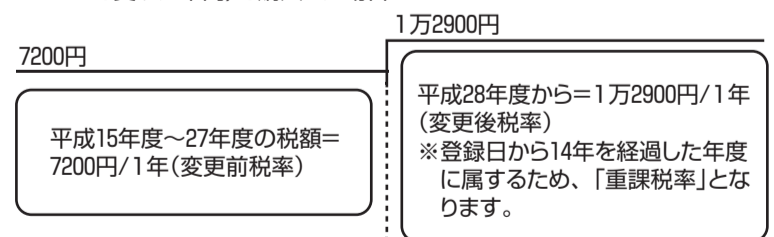
また、平成28年度分から、
排出ガス低減や燃費性能に優
れた、環境負荷の小さい軽自
動車の普及を進めるため、①②より税率が重い③の税率(重課税率)が適用される車両があります。ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引自動車は除外されます。また、平成15年10月13日以前に初めて車両番号(ナンバー)の指定を受けた車両の場合、自動車検査証の初度検査年月は「月」の情報が記載されていないため、初めて車両番号の指定を受けた月の属する年の12月を「初度検査年月」とみなします。

※軽自動車税は、4月1日現
在、町田市内に定置場(使用
しない時に主に駐車する場
所)がある軽自動車等を所有
している方に課税します。

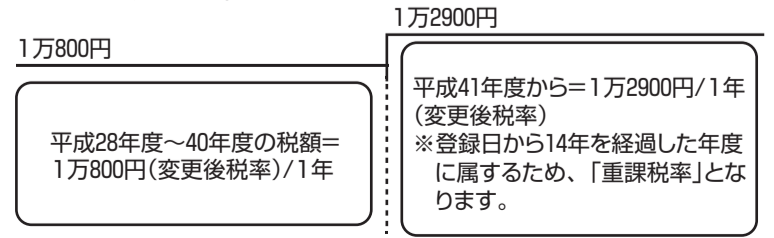
問市民税課 ☎724・2111
3 FAX050・3085・60
84

【図1】重課税率加算

例1 平成14年9月1日に四輪乗用自家用の新車(初めて車両番号の指定を受けた車両)を購入した場合



例2 平成27年9月1日に四輪乗用自家用の新車(初めて車両番号の指定を受けた車両)を購入した場合



7222・67228